

日独伊三国同盟についての若干の考察

清 良 三

目 次

- 一 序 説
- 二 日独伊三国同盟に対する日本側の期待
- 三 同盟締結の利己的動機
- 四 東京裁判における三国同盟の処遇

一 序 説

日独伊三国同盟は通常当時の歐州戦および日支戦への米国の参戦防止を目的にしていいたと言われている。この解釈を肯定する資料は数多くあるが、ここではさしあたり一九四一年三月二七日にベルリンで行なわれた日本の外務大臣松岡洋右とドイツの外務大臣リッペントロープとの会談の時のリッペントロープの次の言葉をあげておこう。

「三国同盟条約はまず第一にアメリカがこれまでとつて來た進路をさらにこれ以上進まないようこれを脅迫し

日独伊三国同盟についての若干の考察

(abzuschrecken) これを戦争に参加させないでおこうとする目的を追求して来ている。」

一九四〇年十一月十二日のベルリンにおけるソ連のモトロフ外相との会談でヒトラー総統はアメリカはヨーロッパ、アフリカおよびアジアに何も用はないと言っている (Alfred Seidl, *Die Beziehungen zwischen Deutschland und der Sowjetunion, 1939-1941*, S. 263)。アメリカをアメリカ大陸に封じ込むことが出来ぬという考えが三国同盟成立の根拠をなしているのであり、同盟条約の第三条はこの根拠の上にまとめられたのである。一九四一年三月五日のドイツ統司令部の秘密司令事項第二十四号訓令によればヒットラーは日本との協力目的にかんして次のように述べている。

(丁)三国条約に基く協力の目的は出来得る限り早く、日本を極東における積極的作戦に引入れることであらねばならない。これにより英の大軍は釘付けとなり、米国の関心の中心は太平洋に転ぜられるであろう。(乙)アメリカの戦争参加を防止するためには、英國を迅速に失墜せしめるのが、共通の戦争の決勝点であることが明らかにされねばならぬ (極東国際軍事裁判速記録・七七号・七頁)。

一九四〇年九月九日と十日にわたって東京で行なわれた松岡洋右とドイツの特派使節ハインリッヒ・スターーマーとの会談においてスターーマーは、ドイツは今次戦争が世界戦争に発展するのを欲しないから、一日もはやく之を終結させたい。そして其の為には特に米国の参加しないことが望ましいと述べた (青木得三・太平洋戦争前史・第三巻五一三頁)。

先に述べた一九四一年春の松岡外相のドイツ訪問旅行時における松岡との会談中においてリッペントロープ・ドイツ外相は、日本軍が出来るだけはやくシンガポールを攻撃することをすすめた。レイモンド・ジエイムズ・ゾンター

クとジエイムズ・スチャーマート・マッディの編集した *Documents from the Archives of German Foreign Office* の中には、次のようない記述がある。

「彼（レイツの外務大臣）はまた次のことを信じていた。シンガポールの占領は多分アメリカを参戦させない」といふにあらざる立派だらう。何故ならアメリカ合衆国は日本の海域にその艦隊を派遣するような危険は敢てしないであらうから」（米国務省発行・一九四八年・二八一頁以下）。米国の参戦を押えてこれを米大陸に封じ込めることは、当時にわゆる大東亜共栄圏を建設しようとしていた日本にとっても望ましいことであったので、松岡はこういう考え方を相当大幅に取り入れたものと思われる。但し「いやいや」という考へかたとは、日独伊三国同盟を締結して米国の参戦を防止しようという綜合的な目的意識を言うのであって、シンガポール攻撃というような個々の戦術について言つているのではない。

当時考へられる米国の参戦には、対独戦参加と対日戦参加という二通りあつた。昭和十六年春、外務大臣秘書官として松岡洋右と共に欧州に旅した加瀬俊一氏は、当時の松岡の考へとして「松岡は枢軸同盟によつて、米国が欧州戦に介入しないように牽制しようと試みた。……不幸にも彼の意図は予期の目的を達せずして、逆に日米関係を悪化せしめた。米国はこれをヴェールをかぶつた恐喝と解した。松岡の方では恐喝しようなどとは考へていなかつた。彼は日本が強硬な態度を示すことによつてのみ、米国の欧州戦参加を阻止出来ると信じ、米国が介入すれば、日本も早晚巻き込まれることとなるのを恐れていた」と述べている（同氏著・ミズリー号への道程・昭和廿六年・七七頁）。また、松岡外相の下で外務次官をしていた大橋忠一氏の手記によると、先に触れた松岡・スターマー会談の時に、スター-

一は松岡に対し、日米間に戦争の危険があるということを話し、このことは松岡に相当強い印象を与えたらしい（大橋忠一・太平洋戦争由来記・昭和廿七年・五八頁）。

松岡は米国の参戦を防止するため日独伊三国同盟を締結したのである。昭和十五年九月十九日の御前会議において松岡は「今までの経験によれば、日米の国交はもはや礼讓や親善希求などの態度では改善の余地なく、却つて彼の侮蔑を招き悪化するだけである。もしこの上の悪化を防ぎ改善する手段ありとすれば、スターマーの云う如く、ただ毅然たる態度をとることしか残っていない。そのために、一国でも多くの国と提携し、且つその事実を一日も早く中外に宣言することによって米国に対抗することが外交上喫緊である」と述べている（矢部貞治・近衛文麿・下巻一五九頁）。さらに、昭和十五年九月二十六日開催の枢密院委員会において松岡は「余の所信によれば、今儘にて進めば、日米戦争は不可避なり、之を阻止するには毅然たる態度を以つて臨むの外なし」と述べている（深井英五・枢密院重要議事覚書・七三頁）。

二 日独伊三国同盟に対する日本側の期待

次にわれわれは、日本側がこの同盟条約を支那事変の解決に役立たせようとしていたことについて述べよう。昭和十五年九月十九日開催の大本營政府連絡會議で決定された「日独伊枢軸強化に関する件」には、別紙第二の(四)に、独伊は「支那事変解決の為なし得る限りの政治的及經濟的協力を為す」とある（極東國際軍事裁判速記録・七六号五頁）。

昭和十五年十一月十三日の御前会議で決定された支那事変処理要綱の方針の(三)には、支那事変処理の為、「特に日独伊三国同盟を活用」することが述べられている（服部卓四郎・大東亜戦争全史Ⅰ巻・八一頁）。これらの言葉からも判明するよう、日独伊三国同盟は直接支那事変の解決を目的にしたものではないが、其の為に利用し得ることが期待されている。日本はこの同盟条約の締結によって、支那事変を支那事変そのものとして解決しようとせず、より大規模な世界政策の一環として、むしろ外側からこれを解決しようとはじめたのである。このことを明示したのは、昭和十五年九月廿八日の夕に近衛文麿内閣総理大臣が行なった「重大時局に直面して」という題名のラジオ放送であった。彼はこの放送の中で「日支の紛争は世界旧体制の重圧の下に起れる東亜の変態的内乱であつて、これが解決は世界旧秩序の根底に横たわる矛盾に一大斧鉄^{ふちゅう}を加うことによつてのみ達成せられる」と述べ、「世界の諸民族が数個の共存共榮圈を形成すること」は世界の現段階における必然の勢いだとし、そのような旧秩序を打開して新秩序建設のために共通の努力をしている日独伊三国が、互いに協力して軍事同盟を結ぶに至ることも、これまた必然だと述べた。

ここで我々は内閣の陸軍大臣であり、第三次近衛内閣の退陣後、首相として自ら内閣を組織した東條英機のこの問題についての見解をみるとしよう。彼は三国同盟の目的は、これによつて日本の国際的地位を向上せしめ、以て支那事変の解決に資し、併せて欧州戦の東亜に波及することを防止せんとするにあつたと述べている（東條英機宣誓供述書・洋々社版・十五頁）。この見解は当時の一市井人の見解ではなく、当時の日本の政治権力の中心的地位にいた極めて重要な人物の見解であるから、こういう見解が当時の国際政治や軍事情勢の中においてどの程度の妥当性を持っていたかを検討してみるとしよう。そうすれば我々日本の首相という重責にあつた人が、外交というものに何か

夢のような抽象的な期待をしていたことを知るであろう。彼は松岡の雄弁に幻惑されたのであろうか。それとも彼自身の知性でそのように判断したのであろうか。それとも、生死一如忠君愛國の軍人精神さえあれば、政治や外交の巧拙は問題ではないとして、たかをくくっていたのであろうか。

昭和十五年九月廿六日の枢密院委員会の席上、深井英五氏が東条英機氏に対して「日米戦争の場合に独逸が我方に提供し得る直接援助として、政府の期待せらる所は何なるや」と質問した時に、氏は「軍需品及び資料の供給、技術の供与等なり」と答えていた（深井・前掲書・八七頁）。日独伊三国同盟条約の第四条には「本条約実施の為各日本国政府独逸国政府及伊太利国政府に依り任命せらるべき委員より成る混合専門委員会は遅滞なく開催せられるべきものとす」とあるが、このことに関し、一九四一年二月十七日の衆議院において佐藤洋之助議員は「三国条約第四条の規定による三国混合委員会の現況並びに将来の活動」について質問したが、これに答えて松岡外相は「既に委員が任命されて急いでやっている。その混合委員会は、ローマ、ベルリン東京の三箇所に置いてある」と述べ、かつ經濟混合委員会に重点をおき、色々の構想を持つていてそれを述べているが、具体的な成果については言及していない（外務省調査局第四課・外交関係公表集・昭和十六年度・十七年度・昭和十八年発行・三二・三三頁）。戦時中のことであるから、何か具体的な成果があつたにも拘らず、これを公表しなかつたのではないかといふことも一応考えられるが、極東国際軍事裁判におけるハインリッヒ・スター・マーの次の口供書は、そういう反省を不必要なものにしている。彼は口供書の中で、彼が昭和十七年十二月に駐日大使になつてから重光外相らと交渉し、三国条約に基く委員会などにも出たが、「日独間の政治的協力は緊密でなく、会合は実効を伴わぬ見せかけに過ぎなかつた」と述べ、また「日独間の軍事作戦

上の協力も、私の知る限り存在しなかつた。ドイツはソ連を相手に興奮を賭して戦っていたのに日本は対米戦に全力を傾け、ソ連は中立を守っていたからだ。更に三國は地理的に非常に遠く離れていた。時たま潜水艦の訪問があった以外、何らの関係もなかつた。歐州のアイゼンバワーとヤング・ローマー、太平洋のマッカーサーとマウンテンバッテン各將軍の優秀な共同作戦には比較すべくもなかつた」と書かれてゐる（矢部貞治・近衛文麿・下巻一七八頁）。なお、日独間の潜水艦による連絡については、井浦祥二郎（元第八潜水艦隊主席參謀）著「潜水艦隊・日本出版協同株式会社版」四八頁以下に詳しう。また、スター・マーの供述の中に出て来る英米両国間の協力と日独間の協力との比較は、次のネヴィンスとローマーの言葉によつて簡明に表現されてゐる。In two respects the Allies enjoyed a marked advantage over the Axis powers. In the first place they were united in fact as well as in name. They not only shared their resources and their military and scientific techniques, they actually merged them. The Axis by contrast had no real unity. Germany, Italy and Japan fought separate and independent wars; there was no grand strategy, no Combined Chief of Staff, no effective interchange of weapons or even of information. (Newins and Commager, *The Pocket History of the United States*, p. 450)°

また、アーヴィング・ホーリー・ラッセル・ハーパーは「ルベル裁判や、マーチン・ホーン弁護士の『ドイツ外務省は戦争中ドイツの同盟国となるかに協力したか』という質問に対し、「日本との協力は非常に難しかつた。その理由ところのは簡単で、我々は飛行機に依つてしか日本政府と連絡出来なかつたからである。我々は時々リー・ホールド本と連絡したが軍事的又は政治的協力に関しては、何も行なわれなかつた」と答えてゐる（*The Trial of German Ma-*

for War Criminals, Proceedings of the International Military Tribunal sitting at Nuremberg Germany, published under the authority of H.M. Attorney General by His Majesty's Stationary Office, London, 1947, part 10, p. 201)

「ハレハラ詠で日独伊三國間の協力は具体性を欠き、あわめて抽象的なものであった。太平洋戦争末期（一九四四年七月より一九四五年四月）に内閣総理大臣をつとめた小磯国昭は三國同盟締結の動機について次のよふに述べてゐる。

「陸軍の言ふところの対支問題の打開、即ち戦争を早く終局に導くためには、日独伊の同盟が出来なければ駄目だ。戦線の将士が英仏の蒋介石援助に非常な不満をもつてゐるや、少くとも独伊と一緒にになってやつたところなど、多少その気持を緩和」するところが望ましい。（原田熊雄・西園寺公と政局・第七卷・三五五頁）。また、ルイ・クニンガム宰相アーヴィング・ヒッシュトーラーは、一九四一年三月二七日、松岡外相と会談の際「現在の闘争において枢軸国は日本から精神的、道徳的な支援を受けており、又、部分的には物質的な援助を受けている」と述べてゐる（Nazi-Soviet Relations, 1939-1941, Documents from the Archives of the German Foreign Office, edited by Raymond James Sontag and James Stuart Beddie, Department of State, 1948, p. 291）。

これらの言葉は枢軸国間の協力が、精神的乃至具体性を欠くものであつたことを示してゐる。右に引用したヒットラーの言葉の末尾には、「部分的には物質的な援助を受けてゐる」という部分があるが、日本からドイツへの物資の補給で実現したものだ、独ソ開戦前にシベリア鉄道を通じて僅かなガムが、又シベリア鉄道の使用不可能になつた後は、潜水艦に依つて、生ガムのほかに錫、タンクステン、モリブデン、キニーネ等が僅かばかり運搬されただけである（井浦祥一郎・前掲書・一五〇頁）。いわゆる同盟の生んだ反応について「言ふべき」この同盟の締結は支那事変の解

決に役立つどころか却つて逆効果をもたらした。アメリカ合衆国のフランクリン・ルーズベルト大統領は、この同盟条約が締結されたあとオハイオ州デイトンにおいて次のように語っている。「ヨーロッパとアジアの独裁諸国家のいかなる結合も、現在窮地にあって戦っているほとんど最後の自由な国民に対し、われわれが与えている援助を停止させはしないであろう」（H・フェース・太平洋戦争前史（上巻）訳本（みすず書房）・一九〇頁）。英國の首相・ウインストン・チャーチルはこの同盟が締結された直後、下院において援蒋ビルマ公路が再開される旨声明した。（フェース・前掲書・一八六頁）。アメリカ合衆国の國務長官コーデル・ハルは当時の英米両国の支那事変に対する基本的な態度について次の如く述べている「我々は九国条約がいぜんとして有効であり、遵守せられるべきものであると信じていた。我々は極東における我々の合法的な利益を守ろうと意図していた。我々は英米日間のいかなる協定も、英米のいずれか一国と日本との間のどのような協定も喜ばなかつた。合衆国と日本との一致、または英國と日本との一致は日本を喜ばせ支那を落胆させるであろう。そして、支那に関する西欧諸国の連合戦線を破壊するであろう」（The Memoirs of Cordell Hull, Vol. I, New York, 1948, p. 533）。

さて、じゅうじゅう訳で我々は日本の首相・陸相・参謀総長などの重責をになつてゐた東条英機の三國同盟に対する期待が相当現実離れしていたことを知るのである。そこには実質的なものは殆んどなく、あるものは近々一年半の間に殆んど全ヨーロッパを支配下におさめたドイツ軍と提携したのだという観念的な自信の権威づけのみであった。「米國がこの同盟に顧みて、中國問題に関する対日態度を修正せんことを期待するというは、米人の心理を理解せざるの甚しきものであり、實に迂闊千万の話であった」とする林毅陸教授の批評は、特に東条英機氏に依つて代表せられる

三國同盟解釈に対して妥当である（林毅陸・歐洲最近外交史・昭和廿八年・六二二頁）。

III 同盟締結の利己的動機

次に我々は日独伊三國同盟条約成立當時、米国がかりに参戦するものとして、対ドイツ戦と対日本戦のどちらがより強い程度の可能性を持つていたかについて述べるにいたる。ペールやシテークやマートの研究によれば（極東国際軍事裁判におけるペール判事の判決文・田中正明編・日本無罪論・昭和廿七年・一六七頁 C.A. Beard, President Roosevelt and the Coming of the War (1941), 1948, p. 421 ; H.L. Moore, Soviet Far Eastern Policy (1931-1945), 1948, p. 120），当時アメリカは急速に、そして抜き差しならぬほどに歐州戦争の中にせめ込まれりであつて、アメリカの主要関心はヨーロッペ戦に注がれていたことを我々は知り得るのである。H. ハーベスム、アメリカ海軍の関心が大西洋に集中していたことを確証しておき（Herbert Feis, The Road to Pearl Harbor, the Coming of the War between the United States and Japan, 1950, p. 231）。また、日米交渉において、交渉の端緒をなした昭和十六年四月十六日の日米諒解案の(1)の、歐州戦争に対する両国政府の態度が問題になつた時、米国側は日本が英独戦争の調停をやむをやうでこの交渉を行なふのには強く反対したが、岩畔大佐はこれは米国が既にトライと戦う気持が強かつたからだと述べてゐる（矢部貞治・前掲書・下巻・1151頁）。又、野村吉三郎駐米大使の昭和十六年五月八日付の報告の中にも、英独戦は米独戦に転化する可能性ある点などについては、今日は勿論今後と雖も、何人の努力を以てするも、変更せしむること不可能

なるべし、とある（有田八郎・人の目の塵を見る・一一七頁・一一八頁）。又、一九四〇年十一月廿九日にルーズベルト大統領は「若し英本国が陥落すれば、枢軸国家群は歐州・アジア・アフリカ・濠州および公海をも支配下に収めるであろう。そして彼らは膨大な陸海の軍事資源を以て、この半球に対抗して立つに至るであろう。そうなれば、アメリカ大陸に住むすべての人々は、銃口、經濟的、軍事的弾丸のこめられた銃口を胸むねに突きつけられる」となると言ひてゐる（The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt, with a special introduction and explanatory Notes by President Roosevelt, 1940 vol., War and Aid to Democracies, London, 1941, p. 635）。ルーズベルトの決心は明らかに歐州戦争に介入して、當時悲況のどん底にあつた英國を救うことにあつたのである（加瀬俊一・『ダリー号への道程』・文芸春秋社・昭和廿六年・七五頁）。矢部貞治教授も「しかし、諸種の説について見て、遅くとも昭和十五年の春頃には、ナチス打倒のため参戦の決意が固められていたようである」と述べている（矢部・前掲書・一一五頁）。

これらの諸説から判明する」とは、最初にあげた米国の参戦防止目的とは、其の実質においては、米国の歐州戦への参戦防止目的のことであり、対日戦への参戦防止目的ではなかつたということである。同盟条約の第三条には「三ヶ締約国中何れかの一国が現に歐州戦争又は日支紛争に参入し居らるゝ一国に依り攻撃せられたるときは、三ヶ国は有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す」とあるが、この条文の中では米国の対独開戦と対日開戦の機会は五分五分のものとして表現されているが、実際の可能性としては前述の如く、米国の対独開戦の可能性の方がはるかに大きかつたのである。されば、重光葵氏（一九四三年～一九四五・外務大臣）は其の外交回想録

において「松岡外相は三国同盟の精神を強調して日本の参戦が近いと放送し、米国の参戦は日本の参戦を意味すると警告した。日本は何故米国の参戦を身を滅ぼしてまでも止めなければならないのであらうか。日本は同盟によつてドイツの番犬になつたのであらうか」と当時の氏の見解を述べている（重光葵・外交回想録・一九七頁）。米内内閣の外務大臣であつた有田八郎氏も、其の外交問題回顧録において「何れにしても独逸のためなら、わ知らず、日本の利害から考へる時、米国が歐州戦争に参加すると否とは差したる問題ではない——考え方によつては参戦した方が日本に取つては利益であつたかも知れぬ位だ」と言つてゐる（有田八郎・前掲書・七六頁）。それならば何故松岡はそれ程迄に熱心に米国の対歐州戦参加を防止したか、たのであらうか。彼は米国が参戦しなければドイツが勝ち、ドイツが勝つた暁には、ドイツに敗北した諸国の東南アジア植民地の地位が動搖し、日本の南進がより容易になるものと考えたのである。別の論文（国士館大学政経論叢・十四号）においても述べておいた如く、当時松岡は独ソ戦が起るであろうなどとは考えもせぬ、それどころか、逆に日独伊ソ四国同盟が実現するものと考えていたから、米国も歐州戦に参加しなければドイツは勝つものと信じ、その勝利を確実なものにするために同盟を締結したものと思われる。ショーネーダーが述べてゐる如に、この同盟は非常に利己的な意識から締結された同盟であつて両国とも同盟国のために自らを犠牲にしようなどとは毛頭考へていなかつたのである。ショーネーダーは次のように書いてゐる。この中でじゅうスポットルスとは英仏蘭の東南アジア領のことを指す。

The only one conspicuous by its absence was a real desire to help the Axis as such. Self-interest was supreme; Japan was gambling on a German victory only in the hope that she might gain spoils by it. (Paul

四 東京裁判における三國同盟の処遇

次に我々は極東国際軍事裁判において取扱われた日独伊三國同盟について述べるにしよう。この裁判において、裁判所に提出された起訴状は、一九二八年一月一日から一九四五年九月一日までの期間中の平和に対する罪、通例の戦争犯罪及び人道に対する罪について二十八名の被告を訴追する五十五の訴因を挙げた長文のものであるが、その中の訴因の第五は、全被告について「日独伊がおののその勢力圏内において特別の支配権を持つとともに、これらの三國が全世界の完全な支配を取得するという目的に対し、いやしくもこれに反対するあらゆる国に対する侵略戦争において、右の三國が相互に援助するために、ドイツ及びイタリアと共同謀議を行なつた」として訴追している（極東国際軍事裁判速記録・雄松堂発行・昭和四十三年・第十巻・五八七頁）。だが、この訴因は立証されなかつたと裁判所は判断している。すなわち判決は「訴因第五は、訴因第一で訴追された共同謀議よりも、いゝそろ広範囲の、やむにいゝそう誇大な目的をもつた共同謀議を訴追している。われわれの意見としては、共同謀議者のうちあるものは、これらの誇大な目的の達成を明らかに希望していたけれども、訴因第五に訴追された共同謀議が立証されているという認定を正当化するには、証拠が不充分である」と述べている（雄松堂版前掲速記録・第十巻・七九四頁）。訴因五にかんして裁判所は日本の指導者たちを有罪にする」とは出来なかつたけれども、裁判所は三國同盟についての諸事実にかん

して多くの知識を得ると共に、其の評価を行なつた。多数派の判事たちが本同盟について抱いた見解は次の如くである（雄松堂版・速記録・第十巻参照）。

日独伊三国同盟は、東南アジアと南洋へ軍事的に進出するため、日本の準備における必要な一步として結ばれた。一九四〇年九月に行なわれた多数の協議や会議では、それに参加したすべての人々によつて、次のことが認識されていた。この同盟の締結は、フランス、オランダ及びイギリス連邦諸国に対して、日本が戦争を行なわなければならぬいようにするであろうということ、この同盟の締結は、もし合衆国が日本の侵略的目的の達成を妨げようとするならば、合衆国に対して戦争するという意思が日本にあることを意味するということである（前掲書・六七八頁）。判決はさらに、ひとたび三国同盟条約が調印されると、日独伊三国間の協力は積極化したと述べた。そして「三国同盟自体には、ソヴィエト連邦を目標としたということは、特に挙げられてはいなければ、このことは、一九四〇年九月にこの同盟が調印されたときに、疑いもなく、日本陸軍の念頭にあつた。第五条の留保は真意を示したものではない。ベルリンの日本大使来栖は、一九四〇年九月二十六日の東京あての電報の中で『ドイツ政府は、ドイツ新聞を指導して、本条約はロシアとの戦争を予期しているという趣旨ではないことを特に強調させる意向であるが、他方ドイツは、ロシアを牽制するために東部地域に軍隊を集結している』と述べた。外務大臣松岡もまた、一九四〇年九月二十六日の枢密院委員会で、この協定の第五条に言及して『不可侵条約ありとも、独ソ戦う時は、日本はドイツを援助し、日ソ戦う時はドイツは日本を援助す。現存とは、ソの現状は変更出来ぬかと言うと、然らずして、この条約では変えないとの意なり……』と述べた。この同盟について、右と同じ解釈が、その発案者であるリッペントロープによつて与

えられた『……』これは一石二鳥の手である。ロシアに対してもアメリカに対して』とかれはいったのである。（前掲書七二八頁）。

さて、これらの敍述は史実の敍述というよりも、むしろ史実についての解釈であり、しかも其の解釈は、侵略戦争についての共同謀議の存在を立証し得ているように思われるにもかかわらず、裁判所は訴因五に關して、日本の指導者たちを有罪とは認めなかつた。証拠が不充分とされたのである。だが、右のような諸解釈が判決文の中でされていながら、裁判所が有罪を宣告し得なかつたのは何故か。「もしこちらの事実を証明する充分な証拠があつたとするならば、被告たちを有罪にする証拠もまたあつたはずである」。判決の中にみられるこういう矛盾あるいはざんきの原因は一体どこにあるのだろうか。「東京裁判の正体」（昭和三六年・時事通信社）の著者、菅原裕氏はこのことに関して参考に値する所見を述べられている。菅原氏の所論は同著・一五六頁以下にみられるものであり、判決の中にみられる広田および荒木両被告の肩書が間違つていてこと、しかも其の間ちがいが広田が文官であつたにも拘らず、死刑になつた原因であるかも知れないことを指摘され、また荒木被告の場合には検事と裁判長が裁判の進行中荒木の肩書が間ちがいであることを指摘されてこれを了承したにも拘らず肝心の判決文の中ではいぜんとして間ちがつた肩書が用いられていることを注意されて後「ここにおいて著者は多数派判事によって下された判決なるものは、公判審理に關係なく、あらかじめ、別途に起草され用意されていたものではないかと疑うのである」とされる（同著・一五七頁）。そしてフランス代表アンリ・ベルナール判事の次の言葉を引用している。「判決文中の事実の調査結果に關する部分全部は起草委員によつて起草され、その草案が進捗するにつれて起草委員会によつてます「多数」と称せられる七判

事の委員会に提出された。この草案の複写は他の四判事にも配付された。この四判事は自分たちの議論内容に鑑みて自らの見解を多数派判事に提出することを要求された。そしてもし必要ならば草案の修正のために。しかし法廷を構成する十一判事は判決文の一部または全部を論議するために召集されたことはなかった」（菅原裕・同書・一五七頁）。こういう訳で判決文の中で敍述されている事実と各訴因に関する判定との間に無関係が生じたり矛盾の関係が生じたりしたのである。

日本が日独伊三国同盟を締結した動機は、ここに挙げた多数派判事の解釈とは大部異なっている。たとえば、判決文はこの同盟がソ連を目標にしていたと解釈しているが、こういう単純な解釈がいかに多くの間違いを抱え込んでいるかについては、ここに再論する迄もないであろう（國立館大學政經論叢・第十四号・「日独伊ソ四国同盟構想の崩壊」）の中のペーベロッサ作戦計画発動以前の日本の同盟観についての諸説明を参照されたい）。日本がこの同盟を締結した動機の中には、(1)外交上の孤立から脱け出したい、(2)日支事変を解決するためドイツの調停を期待する、(3)米国に外交上の圧力をかけ、その参戦を防止したい等々色々なものがあるが「これらの合法的な動機については多数派判決は何も言つてないものである」(Richard H. Minear, *Victors' Justice: The Tokyo War Crimes Trial*, Princeton, 1971, p.142)。だが多数派の判事はこれらの動機について、まったく知らなかつたとはいえない。何故ならばショーラーダーが述べているように「それがどんな幻想的なものであらうとも（この多数派判決の中に出でくる）色々な討議や会議においてもつとも数多く、そしてはつきりと現われてゐるのは、正確にこれらの希望や欲求である」から、と前掲書の著者リチャード・マイニアは述べるに同盟条約締結後の具体的な協力が欠けていたことについてヨハンナ・メスキル (Johanna

M. Meskil) の「重要な政治的・軍事的協力の分野において、この同盟は最初から非効果的であった」という言葉を引用した後、次のような諸事実を挙げている。(1)一九四一年の初期に日本が東南アジアにおいて攻勢に出るようドイツが要求したにも拘らず、日本側はこれに従わなかつた。(2)一九四一年三月の末に日本の外務大臣がベルリンにいたにも拘らず、ドイツ側はソ連攻撃の意図があることを日本側に知らせなかつた。(3)ドイツ側の意図に反して日ソ中立条約を締結した。(4)一九四一年の長期間の日米交渉中、合衆国との了解を容易ならしめるため、日本はこの同盟関係から後退しようとしていた (R. Minear, op. cit., p. 143)。しかるに、多数派の判決は、同盟国間に積極的な協力、“active cooperation” があったとする。何をか云わんや、トマイニアは述べ、この同盟、この同盟が締結された動機およびこの同盟の業績についての東京裁判の判決文の説明は「全く人を誤らせるものだ」というショーレーダーの酷評を引用している。

それならば、訴因の五に関する裁判所が、証拠不充分として被告たちを処罰する」とが出来ないと認めたことは、どのように説明したらよいのか。この裁判はもともと被告を有罪にするために開かれたものである。有罪が前提となつていてるのであって、無罪という前提はなかつたのである (R. Minear, op. cit., p. 18)。

まず、大島浩について判決は次のように説明している。大島はヒットラー政権の成功を信じていた者であつて、最初にベルリン在勤を命ぜられたときから、日本の軍部の計画を促進するために、全力を尽した。日本をドイツとの全面的軍事同盟に引き入れようとしためで、ときには大使を差しおいて、フオン・リツベントロープと直接に折衝した。大使に任命されると、西洋諸国に対抗して、日本をドイツ及びイタリア側に立たせ、こうして広田政策を実行に移す

途を開くところの条約をむりやりに日本に受諾させようとする努力を続けた。軍部派の侵略戦争を促進するためいく度も、かれの外務大臣の政策に反対し、またこれを無視する政策をとった。

大島は主要な共同謀議者の一人であり、終始一貫して、おもな共同謀議の目的を支持し助長した。中国における戦争または太平洋戦争の指導には、かれは参加しなかつたし、捕虜に関する任務または責任を伴うような地位には、一度も就いたことがなかった。

白鳥敏夫については、次のように説明している。日本、ドイツ及びイタリア間の同盟の交渉が開始されてから、一九三八年九月にかれはローマ駐在大使に任命された。この交渉において、右の諸国間の一般的軍事同盟を固執した共同謀議者を支持して、かれは当時ベルリン駐在大使であった被告大島と協力した。いっそう制限された条約だけを希望した外務大臣の訓令に従うことを、かれは拒絶することまでした。かれと大島は、共同謀議者の希望が容れられなければ、辞職すると威嚇した。

日本があまり長く時間を延ばして、ドイツがソヴィエト連邦と不可侵条約を結んだ時に日本の世論は一般にこれを防共協定の違反と見做したために、この交渉は行きつまつた。白鳥は日本に帰って、宣伝を行なった。その宣伝の意図は、ドイツの行動の申証を行ない、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟をもたらす準備をすることであり、この同盟をかれは依然として日本の对外進出主義的な目標を支えるために必要であると考えていた。かれはいろいろな機会に、その宣伝で、共同謀議者の目的のすべてを唱道した。すなわち、日本は中国を攻撃すべきこと、日本はロシアを攻撃すべきこと、日本はドイツ及びイタリアと同盟すべきこと、日本は西洋諸国に対して断固たる行動をとるべき

きこと、日本は『新秩序』を建設すべきこと、日本はヨーロッパ戦争によつて与えられた南方進出の機会をとらえるべきこと、日本はシンガポールを攻撃すべきこと、その他である。この宣伝は、かれが外務省の顧問であつた一九四〇年八月から一九四一年七月まで続けられた。

かれが侵略戦争を遂行したと認定することを正当化するような地位を、かれは占めたことがない（極東国際軍事裁判速記録・前掲書・八〇四頁）。

訴因の五は、全被告について、日独伊がおののその勢力圏内において特別の支配権をもつとともに——日本の勢力圏は東南アジアと太平洋と印度洋にわたるものとして——これらの三国が全世界の完全な支配を取得するという目的に対し、いやしくもこれに反対するあらゆる国に対する侵略戦争において、右の三国が相互に援助するために、ドイツ及びイタリアと共同謀議を行なつたものとして訴追しているが、大島、白鳥以外の被告については証拠不充分なことは明らかのことである。日独伊三国同盟は、其の殆んどすべてを松岡洋右外相ひとりで推進して行つたもので、しかも松岡は結審を待たずして死亡してしまつてゐるから、訴因五に関連する被告としては大島、白鳥以外には考へられない。そして、大島の判決文の終りの方には「大島は主要な共同謀議者の一人であり、終始一貫して、おもな共同謀議の目的を助長した」とあり、また、白鳥の判決文の中にも「かれはいろいろな機会に、その宣伝で、共同謀議者の目的のすべてを唱道した」とあるし、又「この交渉において、右の諸国側の一般的軍事同盟を固執した共同謀議者を支持して、かれは当ベルリン駐在大使であつた被告大島と協力した」とある。先にも述べてゐる通り、裁判所は訴因五の日独伊三国同盟による共同謀議は証拠不充分と認定した。証拠不充分であるのに右のような説明があるの

はおかしいのではないか。説明というものは、段々に論理の糸を縮めて行つて結論にもつて行くものである。証拠不充分という結論を出すためには、証拠が何故に不充分であるかについての理由書がなくてはならない。理由も示さず結論を出したり、あるいは理由が明らかであるのに、その理由の線上にある結論を出さないのは、糾問主義訴訟時代の考え方であつて、当事者主義訴訟時代においては許されないことである。

東京裁判において検察側は大島・白鳥両被告がそれぞれベルリンとローマ駐在大使であった時の幾多の陳述を提出した。検察側がドイツ側の文書を提出した際、大島被告はこれに關していくつかの言明をした。その文書は大島ヒットラー・リツベントロープその他のドイツ人との会談記録を含むものとされていた。大島は次のように言つてゐる。

「これ等の会談は常にドイツ語で行なわれたもので、其の際に通訳がいたことはなかつた。私とヒットラーとの会談の時は常にリツベントロープが立ち合い、又リツベントロープとの会談の時はスターマー又は其の後任者が時として立ち会つたが、速記者又は記録者がおつたことはなかつた。従つて之等の会談記録は後に記憶に基いて作成せられたものに相違なく、又会見後数日を経て書かれたものもあり、其の内容は必ずしも正確を期し得ないと思う……なお、リツベントロープとの会談に関する文書については、大体が彼に都合よく書かれ、又話題に上つただけのことを私が同意したように記されているところすらある： 当法廷に提出されたワイゼックラー、エルドマンスドルフ等の如き人々の署名した私との会談記録には私の記憶せざる多くの事項が記載されている。私は彼等が私の話を修飾して重要な会談をなしたかの如く作り上げて、リツベントロープに提出したのではないかと思う」。裁判所がこういう大島の陳述を受け入れて、大島に関する判決の際に、これを理由として、訴因五の日独伊三国同盟による共同謀議は証拠不充

分であると認定したのならば訴因五に關する限り、東京裁判は近代的な裁判であり得たであろう。極東國際軍事裁判所印度代表判事・R・ペール氏も、右に引用した大島被告人の陳述にかんし、「本官は被告人の陳述を受け入れない理由を見出しえないのである」と述べている（同判事述・全訳・日本無罪論・日本書房・昭和廿七年・三九〇頁）。

東京裁判の訴因五の案文を起草した判事や検事たちは、起草の際恐らく糾弾の対象として松岡洋右のことを頭にえがいていたであらう。しかも其の松岡に早目に死なれてしまった（昭和廿一年六月廿七日）ので、訴因五は対象を失なつて空まわりをはじめた。大島や白鳥は松岡にくらぶれば小物であった。判事たちが、大島や白鳥についての判決文において論理的一貫性ということを少しも考えず、幼稚な作文しか出来なかつたのは恐らく其のためであらう。当の松岡は終戦を疎開先の信州北安曇郡池田町の田舎で迎えた。この地で戦犯指名を受けた彼は、一旦東京の焼跡の自宅に帰つたあと、昭和廿一年一月廿一日に病氣のまま巢鴨の拘置所に送られたが、其の後病状は悪化し、極東國際軍事裁判法廷にはたつた一度、それも五月三日の開廷の日に顔を出すことが出来ただけであつた。そして、罪状認否の手続きのおりに、最後の力をふりしぶるかのように、英語で「予はすべての、かつどの訴因にたいしても無罪を主張する」という返答をした（三輪公忠著・松岡洋右・その人間と外交・中公新書・二五九・昭和四六年・一九一頁）。そして米軍の病院に入院し、それから東大病院に移された後六月廿七日に死亡した。彼は判決を受けずに死亡したのである。この裁判の非合理性非近代性が指摘されればざれる程、日本の近代史にとって、きわめて重要なこの同盟についての軽薄な結論を延期したという意味合いにおいて、彼のこの時の死は有意義であったといふことが出来よう。